

令和3年度木材利用優良施設コンクール 実施要領

1. 趣旨

木材は、生物由来の材料として様々な特性等を有しており、木材を活用した施設の整備を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。また、木材利用の推進を図り、とりわけ国産材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化、脱炭素社会の実現にも資するものである。

このため、本コンクールでは、木材を活用した施設について、

- 木質資源の持続的かつ有効な活用のあり方
 - 建築物の木造化・木質化のための工夫
 - 木材利用による地球温暖化対策等への貢献
- 等を総合的に審査し、優れた施設を顕彰することにより、木材利用の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 応募方法

- (1) 国内の建築物等施設において、全部又は一部に地域材を有効に利用して整備されたものを募集する（木造施設や内装木質化施設、街づくり施設）。

ただし、戸建て住宅及び国が整備した施設は除く。

- (2) 募集は、対象となる施設の整備主体等に対して行う。

応募者は、応募様式を木材利用推進中央協議会 Web サイトからダウンロードして応募資料を作成し、8月23日（月）17:00 までに以下の宛先に応募資料（Word形式又は Word から PDF 化した電子ファイルに限る）を提出すること（17:00 着信分まで）。

なお、主催者及び後援者は、応募資料に記載された情報の一部及び添付写真を受賞内容の告知及び本コンクールの広報資料として利用することができるものとし、応募者はこれに同意するものとする。

<応募資料提出宛先>

contest-2021-accept@zenmoku.jp

（受信した旨の自動返信が届かない場合は、電話（03-3580-0335）にて確認すること。）

3. 表彰の実施

- (1) 表彰対象

審査委員会で決定された木材利用優良施設について、施主、設計者、施工者の三者を表彰する。

- (2) 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

ア 特賞

- | | |
|------------|----|
| (ア)内閣総理大臣賞 | 1点 |
| (イ)農林水産大臣賞 | 1点 |

(ウ)国土交通大臣賞	1点
(エ)環境大臣賞	1点
(オ)林野庁長官賞	3点程度
(カ)木材利用推進中央協議会会長賞	4点程度
(キ)審査委員会特別賞	2点程度
計	13点程度

イ 入賞（木造部門、木質化部門別） 計 50点（特賞を除く）

(3) 表彰の実施等

ア 表彰は、木材利用推進中央協議会が主催する木材利用推進「全国会議」で行う。

イ 賞状は審査委員会で特賞施設等に対し交付する（1施設に1枚）。

ウ 特賞受賞作品の施主、設計者、施工者の各位に対し、イの副賞(木製)を贈呈する。

エ 開催場所は、都内とする。

オ 入賞施設については、施設名、施主、設計者及び施工者を一覧にしてホームページや冊子により公表するとともに施設等の写真も原則として公表する。

4. 主催者、後援等

主催者は木材利用推進中央協議会とする。また、主催者は農林水産省、国土交通省及び環境省並びに森林を活かす都市の木造化推進協議会に後援の申請を行うものとする。併せて、各県の木材利用推進協議会の協賛について申請するものとする。

また、(公社)国土緑化推進機構の森林ファンド助成を受けることとする。

5. 審査方法

(1) 審査委員会

審査委員会は、建築設計、木材利用などの学識経験者、専門家等で構成する(別紙1)。

(2) 審査は、特賞については、別紙2に定める審査基準に基づき、総合判定して行う。入賞については、特賞に続き優れていると認められる上位50施設を判定する。

6. その他この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

- <参考> (1) 募集期間 令和3年6月28日(月)～8月23日(月)
[当日17:00までに受信したものに限り]
- (2) 審査 令和3年10月上旬(予定)
- (3) 表彰式 令和3年11月(予定)
- (4) 開催場所 木材会館(予定:東京都江東区新木場1-18-8)

<別紙1>

令和3年度 木材利用推進コンクール審査委員名簿

(委員長)

三井所 清典 公益社団法人 日本建築士会連合会 名誉会長

(林業・木材産業分野)

青井 秀樹 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
林業経営・政策研究領域 木材利用動向分析担当 チーム長

(木質構造分野)

腰原 幹雄 東京大学生産技術研究所 教授

(防耐火分野)

安井 昇 NPO 法人 Team Timberize 理事長

(木質材料分野)

恒次 祐子 東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授

(木質空間・デザイン分野)

鈴木 恵千代 一般社団法人 日本空間デザイン協会 会長

(木質空間・デザイン分野)

廣瀬 直樹 一般社団法人 日本インテリアコーディネーター協会 会長

(政府・団体)

一般社団法人全国木材組合連合会 会長

林野庁 国土交通省 環境省

<別紙2>

木材利用優良施設コンクール審査基準

令和3年度木材利用優良施設コンクール実施要領5の(2)の審査基準は次のとおりとする。

1. 審査基準

- (1) 地域の木材を持続的かつ有効に活用するための工夫
 - ・ 地域から安定して木材の供給を受けるための連携体制を構築しているか
 - ・ 大径材、新たな木質系材料や部材の開発や使用を含め、木材資源の有効活用・高付加価値化に寄与するような取組が見られるか
 - ・ 地域材を多く利用しているか（木造施設については、単位面積当たりの木材利用量及び地域材利用量）
 - ・ クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から木材を入手し、登録木材関連事業者が施工しているか 等
- (2) 建築物の木造化・木質化のための工夫
 - ・ 木質構造について新たな提案がなされているか
 - ・ 他の施設への普及が見込まれる木質構造を採用しているか（木造施設については、単位面積あたりの建築コスト等）
 - ・ 防耐火面について提案・工夫がなされているか
 - ・ 劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置が取られているか 等
- (3) 木材利用による地球温暖化防止等への貢献
 - ・ 当該建築物の使用に係るエネルギー効率について定量的に示しているか
 - ・ 利用した木材を生産した森林における再造林等、資源循環への配慮が行われているか
 - ・ 木材利用による炭素貯蔵、CO₂削減や省エネ等環境への効果を定量的に示しているか
 - ・ 建築時や将来的な廃棄における廃棄物の発生の低減に配慮しているか 等
- (4) デザイン等における工夫
 - ・ 階層の高低によらず木材の良さが伝わる施設であるか
 - ・ 他の施設への普及が見込まれる木質デザインを採用しているか
 - ・ 木材の特性が活かされた新たなデザインの提案がなされているか
 - ・ 地域の景観や特性を踏まえたデザインを採用しているか 等

2. 特賞各賞の選定基準

【内閣総理大臣賞（1点）】

全応募作品の中で最も高い評価を得たもの

【農林水産大臣賞（1点）】

地域の木材の利用に関して特に優れた点が認められるもの（例：地域との連携体制、地域活性化、未利用資源の活用 等）

【国土交通大臣賞（1点）】

木材利用技術に関して特に優れた点が認められるもの（例：新たな構造、新たな部材、低コスト・短工期、防耐火面での工夫 等）

【環境大臣賞（1点）】

地球温暖化の防止や循環型社会の形成に関して優れた点が認められるもの（例：断熱性能に優れるなど CO₂や廃棄物の排出削減の工夫 等）

【林野庁長官賞（3点程度）】

地域の木材の利用に関して優れた点が認められるもの

【木材利用推進中央協議会会長賞（4点程度）】

木材の利用に関してユニークな取組が認められるもの

【審査委員会特別賞（2点程度）】

特に推奨すべき優良な施設として審査委員の全会一致をもって認められるもの

<その他>

令和3年度木材利用優良施設コンクール実施要領6に基づき、募集対象施設は次のとおりとする。

【募集対象施設】

過去において、当協議会の平成29年度までの「木造事例集」に未掲載のもの（平成30年度以降については受賞施設以外）であって、平成29年度以降令和3年7月までに建築された以下の施設とする。

ア 木造建築物、内装木質化施設

学校等施設、研修・多目的交流等施設、保育園等施設、展示・資料館等施設、保健・保養・ケア・病院等施設、住宅団地等施設、体育館・音楽堂等施設、庁舎・事務所施設（商業建物施設を含む）等

イ 街づくり施設

公園遊具、モニュメント、外構施設、土木施設（木道、木柵、木橋、木製ガードレール、堰堤等）等

注：ただし、戸建て住宅及び国が整備した施設は除く。